

ATENA 標準案／川内／玄海
保安規定 比較表

2020年6月11日

九州電力株式会社

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第 1 編） 比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第 1 編）	差異等の説明
<p>A T E N A 標準案</p> <p>① 4 章 運転管理 (2019/8/9 版) ② 4 章 サーベイランス (2019/12/25 版) ③ 5 章 燃料管理 (2019/12/13 版) ④ 5 章 燃料管理：取安 (2019/8/9 版) ⑤ 5 章 燃料管理：運転関係 (2019/8/9 版) ⑥ 6 章 放射性廃棄物管理 (2019/8/29 版) ⑦ 6 章 放射性廃棄物管理：運転関係 (2019/12/13 版) ⑧ 6 章 放射性廃棄物管理：輸入廃棄物 (2019/8/9 版) ⑨ 7 章 放射線管理 (2019/8/29 版) ⑩ 7 章 放射線管理：運転関係 (2019/12/13 版) ⑪ 8 章 施設管理 (2019/10/8 版)</p>	<p>川内保安規定</p> <div data-bbox="225 638 384 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>赤字・赤下線：保安規定変更箇所 黄色マーカー：標準案からの内容変更箇所 (発電所・プラント固有の内容による差異、法令改正と同様の差異、単純な記載の適正化等を除く)</p> </div>	<p>玄海保安規定（第 1 編）</p>	<p>差異等の説明</p>

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定 (第 1 編)	差異等の説明
<p>(運転管理に関する社内基準の作成) 第 11 条 各課長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の各設備の運転操作に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災、内部溢水(3号炉および4号炉)発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 項(3号炉および4号炉)</p> <p>(引 継) 第 16 条 当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第 17 条 各課(室)長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 (4) 電線、給排水および排気施設 (5) 発電室長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第 3 節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※2について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。 ※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することを行う。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>【②サーベイランス(2019/12/25 版)】</p>	<p>(運転管理に関する社内基準の作成) 第 14 条 各課長(当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の各設備の運転操作に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(保安規定変更なし)</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第 16 条 当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 (4) 電線、給排水及び排気施設 (5) 発電室長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第 3 節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※2について、通知が完了していることを確認する※3とともに、その旨を当直課長に通知する。 ※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することを行う。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。 ※3：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>(運転管理に関する社内基準の作成) 第 14 条 各課長(発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の各設備の運転操作に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(保安規定変更なし)</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第 16 条 発電第二課当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 (4) 電線、給排水及び排気施設 (5) 発電第二課長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第 3 節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電第二課長に通知されることとなっている確認項目※2について、通知が完了していることを確認する※3とともに、その旨を当直課長に通知する。 ※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することを行う。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。 ※3：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>第 14 条について標準案では他条文(7 条、12 条の 2 等)の規定内容と重複するため削除する案といたしたが、審査基準との対応関係の明確化のため変更なしとする。</p>
<p>【保安規定審査基準】 実用炉規則第 9 2 条第 1 項 第 8 号イからハまで発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件下に必要な機能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等)において、実条件性能確認に相当する方法(事故時等の条件を模した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の LCO の取扱い等が定められていること。</p>			

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>(運転上の制限の確認) 第87条 各課長(室)長(品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保安計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本案において同じ。))を除く。)は、運転上の制限を満足していることを第3節第20条から第86条の2の第2項(以下、各条において「この規定第2項」という。))により確認する。</p> <p>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第85条 各課長(土木建築課長を除く。)は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項(以下、各条において「この規定第2項」という。))で定める事項により確認する。</p> <p>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第85条 各第二課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項(以下、各条において「本章第2項」という。))で定める事項により確認する。</p> <p>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</p> <p>(以下略)</p>	
<p>(非常用炉心冷却系 — モード1、2及び3—) 第51条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと及び表51-2で定める事項を確認する。 (2) 発電課長は、定期事業者検査時に、高圧注入系の自動動作ポンプが、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (3) 保守課長は、定期事業者検査時に、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (4) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (5) 保守課長は、定期事業者検査時に、格納容器再循環システムにより塞がれていないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (6) 発電課長は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。 (7) 発電課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (8) 発電課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する(以下、本案において同じ)。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 — モード1、2及び3—) 第51条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表51-2で定める事項を確認する。 (2) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (4) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環システムが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (5) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。 (6) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台の高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (7) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 — モード1、2及び3—) 第51条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表51-2で定める事項を確認する。 (2) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (4) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環システムが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (5) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。 (6) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台の高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (7) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p>	

A T E N A 標準案

川内保安規定

表 51-1

項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※2※3	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること (2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること
※1：高圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-3 及び表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※2：高圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-3 及び表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※3：低圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-4）の運転上の制限も確認する。	

（非常用炉心冷却系 — モード 4-1）
 第 52 条 モード 4 において、非常用炉心冷却系は、表 52-1 で定める事項を運転上の制限とする。
 2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 当直課長は、モード 4 において、1 か月に 1 回、1 台以上の弁てん／高圧注入ポンプ及び 1 台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。

(2) 当直課長は、モード 4 において、1 か月に 1 回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。
 3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 52-2 の措置を講じる。

表 52-1

項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系又は弁てん系 1 系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること※4
※1：高圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-3 及び表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※2：弁てん系が動作不能時は、第 83 条（表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※3：低圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。	

玄海保安規定（第 1 編）

表 51-1

項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※1※2	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること※3 (2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること
※1：高圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-3 及び表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※2：低圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※3：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。	

（非常用炉心冷却系 — モード 4-1）
 第 52 条 モード 4 において、非常用炉心冷却系は、表 52-1 で定める事項を運転上の制限とする。
 2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 発電第二課当直課長は、モード 4 において、1 か月に 1 回、1 台以上の高圧注入ポンプ又は 1 台以上の弁てんポンプ、及び 1 台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。

(2) 発電第二課当直課長は、モード 4 において、1 か月に 1 回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。
 3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 52-2 の措置を講じる。

表 52-1

項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系又は弁てん系 1 系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること※4
※1：高圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-3 及び表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※2：弁てん系が動作不能時は、第 83 条（表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※3：低圧注入系が動作不能時は、第 83 条（表 83-4）の運転上の制限も確認する。	
※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。	

差異等の説明

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明												
<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第57条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイスは、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイス系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保守課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器スプレイスの自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は、よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、原子炉格納容器スプレイス系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、原子炉格納容器スプレイス系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイス系)</p> <p>第57条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイスは、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイス系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保守課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器スプレイスの自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は、よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、原子炉格納容器スプレイス系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、原子炉格納容器スプレイス系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第57条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイスは、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイス系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイスの自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、原子炉格納容器スプレイス系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課長は、原子炉格納容器スプレイス系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p>													
<p>表57-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス※1</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、第83条（表83-4及び表83-6）の運転上の制限も確認する。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイス※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること	<p>表57-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス※1</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、第83条（表83-4及び表83-6）の運転上の制限も確認する。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイス※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること	<p>表57-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス※1</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、第83条（表83-4及び表83-6）の運転上の制限も確認する。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイス※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること	
項目	運転上の制限														
原子炉格納容器スプレイス※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること														
項目	運転上の制限														
原子炉格納容器スプレイス※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること														
項目	運転上の制限														
原子炉格納容器スプレイス※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう業除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表57-2で定める制限値内にあること														

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第 1 編） 比較

A T E N A 標準案 【③5 章燃料管理 (2019/12/13版)】 (燃料の検査)	川内保安規定	玄海保安規定（第 1 編）	差異等の説明
<p>第 94 条 技術第二課長は、定期検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>3 第1項及び第2項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>4 技術第二課長は、第2項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないときと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>5 保修第二課長は、第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(5) 技術第二課長は、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないときと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第 94 条 技術課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 前項については、第 8 章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3 技術課長は、第 1 項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないときと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保修課長は、第 1 項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術課長及び保修課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(5) 技術課長は、使用済燃料ラックに収納することが適切でないときと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(中略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第 94 条 技術第二課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 前項については、第 8 章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3 技術第二課長は、第 1 項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないときと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保修第二課長は、第 1 項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(5) 技術第二課長は、使用済燃料ラックに収納することが適切でないときと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(中略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>新燃料製造時の確認は使用前事業者において行うため保安規定審査基準の 12/25 パブコム結果の反映を受け削除。なお当該、新燃料製造時の検査については、第 118 条の 4 に含めて規定している。</p>

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定 (第 1 編) 比較

A T E N A 標準案 (燃料の取替等)	川内保安規定	玄海保安規定 (第 1 編)	差異等の説明
<p>【④5 章燃料管理 (取安 (2019/8/9版))】</p> <p>(燃料の取替等)</p> <p>第 95 条 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画 (燃料装荷) に定め、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力技術部長及び技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を評価し、原子炉設置 (変更) 許可申請書に基づき設定する制限値 (燃料の機械設計、核設計及び熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値) を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力技術部長は、第 1 項の燃料取替実施計画 (燃料装荷) を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を断定的出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術課長へ通知する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>ア 反応度停止余裕 イ 最大出力密度 ウ 燃料集合体最高燃焼度 エ 燃料棒最高燃焼度 (MOX 燃料装荷炉心の場合) オ 水平方向ビーキング係数 $F_{N,N,Y}$ カ 減速材温度係数 キ 出力運転時ばう素濃度 ク 最大反応度添加率 ケ 制御棒クラストタ落下時の値及び核的エンタルピ上昇熱水路係数 $F_{N,NAH}$ コ 制御棒クラストタ飛出し時の値及び熱流束熱水路係数 F。</p> <p>(2) 技術課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項で当初設定した期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価を行い、その評価結果が、技術課長へ通知する。技術課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認することを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を越えていない場合は除く。</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 95 条 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画 (燃料装荷) に定め、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力技術部長及び技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置 (変更) 許可申請書に基づき設定する制限値 (燃料の機械設計、核設計及び熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値) を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力技術部長は、第 1 項の燃料取替実施計画 (燃料装荷) を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を断定的出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術課長へ通知する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>ア 反応度停止余裕 イ 最大出力密度 ウ 燃料集合体最高燃焼度 エ 水平方向ビーキング係数 $F_{N,N,Y}$ オ 減速材温度係数 カ 出力運転時ばう素濃度 キ 最大反応度添加率 ク 制御棒クラストタ落下時の値及び核的エンタルピ上昇熱水路係数 $F_{N,NAH}$ コ 制御棒クラストタ飛出し時の値及び熱流束熱水路係数 F。</p> <p>(2) 技術課長は、取替炉心の安全性の評価結果が、制限値を満足していることを確認を行い、原子炉主任技術者の承認を得て、所長に報告する。</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項の制限値に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価を行い、その評価結果を技術課長へ通知する。技術課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を越えていない場合は除く。</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 95 条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画 (燃料装荷) に定め、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力技術部長及び技術第二課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置 (変更) 許可申請書に基づき設定する制限値 (燃料の機械設計、核設計及び熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値) を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力技術部長は、第 1 項の燃料取替実施計画 (燃料装荷) を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を断定的出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>ア 反応度停止余裕 イ 最大出力密度 ウ 燃料集合体最高燃焼度 エ 燃料棒最高燃焼度 (MOX 燃料装荷炉心の場合) オ 水平方向ビーキング係数 $F_{N,N,Y}$ カ 減速材温度係数 キ 出力運転時ばう素濃度 ク 最大反応度添加率 ケ 制御棒クラストタ落下時の値及び核的エンタルピ上昇熱水路係数 $F_{N,NAH}$ コ 制御棒クラストタ飛出し時の値及び熱流束熱水路係数 F。</p> <p>(2) 技術第二課長は、取替炉心の安全性の評価結果が、制限値を満足していることを確認を行い、原子炉主任技術者の承認を得て、所長に報告する。</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項の制限値に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を越えていない場合は除く。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>制限値の設定の補足を追加</p> <p>記載の明確化</p> <p>川内については、MOX 燃料は導入していないため、燃料棒最高燃焼度は規定していない。</p> <p>4 項と同様に炉主任の確認を得て所長の承認を受けることを追加</p>

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案（2019/8/9版）】 （新燃料の運搬） 第××条○課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>【55 章燃料管理：運搬関係（2019/8/9版）】 （新燃料の運搬） 第××条○課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 *1</p>	<p>（新燃料の運搬） 第92条 係修課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 技術課長及び係修課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 係修課長は、法令に適合する容器を使用すること。 (2) 係修課長は、燃料取扱建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 技術課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 係修課長は、新燃料取扱クレーンについて、使用済燃料ピットに影響を与えない場所にて固縛等により固定した上で、保管し使用しないこと。 3 技術課長及び係修課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守し、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 係修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 係修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所[※]に法令に定める標識を付けること。 (4) 係修課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (5) 係修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (6) 係修課長は、車両を徐行させること。 4 係修課長は、第1項又は第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料の落下を防止する措置を講じること。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>（新燃料の運搬） 第92条 係修第二課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 技術第二課長及び係修第二課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 係修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。 (2) 係修第二課長は、燃料取扱クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 技術第二課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 3 技術第二課長及び係修第二課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守し、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 係修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 係修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所[※]に法令に定める標識を付けること。 (4) 係修第二課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (5) 係修第二課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (6) 係修第二課長は、車両を徐行させること。 4 係修第二課長は、第1項又は第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料の落下を防止する措置を講じること。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。 5 技術第二課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する[※]。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 6 技術第二課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 7 技術第二課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第 1 編） 比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第 1 編）	差異等の説明
<p>7. ○○課長は新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外觀検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査 <p>8. 実用炉規則第 8 条第 4 項を適用している間は、本条は適用とならない。 ※ 1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>	<p>8. 所長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認する。また、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>9. 所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>10. 前項の検査実施責任者は、新燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外觀検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 	<p>8. 所長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認する。また、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>9. 所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>10. 前項の検査実施責任者は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合、(1)から(7)を、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合、(1)から(10)の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外觀検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 (8) 温度測定検査 (9) 気密漏えい検査 (10) 圧力測定検査 	<p>当社の検査体制を記載</p> <p>MOX新燃料運搬時の検査を追記</p> <p>実用炉規則第 8 条第 4 項を適用しない</p>

A T E N A標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

A T E N A標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異の説明
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 △△課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. ○○課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納すること。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 燃料取替機を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が境界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>3. ○○課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車面への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者の車面の立入りを制限するとともに、必要箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車面を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器及び車面の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. △△課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第××条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. △△課長は、○○課長が管理区域内で第××条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. ○○課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7. □□課長(検査実施箇所)は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬する場合にはも同様の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未随伴検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 △△課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱建屋クレーンを使用する。</p> <p>2 技術課長及び保修課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納すること。</p> <p>(1) 保修課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱建屋クレーンを使用すること。</p> <p>(3) 技術課長は、使用済燃料が境界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 技術課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。</p> <p>(5) 保修課長は、使用済燃料の運搬に際し、使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上り上限高さを管理すること。</p> <p>3 技術課長及び保修課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>次の事項を遵守し、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 保修課長は、容器の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) <u>保修課長は</u>、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者の車面の立入りを制限するとともに、必要箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修課長は、車面を徐行させること。</p> <p>(5) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術課長は、容器及び車面の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7 所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を総括する。</p> <p>8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>9 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合は、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 △△課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱建屋クレーンを使用する。</p> <p>2 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納すること。</p> <p>(1) 保修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修第二課長は、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱建屋クレーンを使用すること。</p> <p>(3) 技術第二課長は、使用済燃料が境界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 技術第二課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。</p> <p>(5) 保修第二課長は、使用済燃料の運搬に際し、使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 保修第二課長は、使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上り上限高さを管理すること。</p> <p>3 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>次の事項を遵守し、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 保修第二課長は、容器の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 保修第二課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者の車面の立入りを制限するとともに、必要箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修第二課長は、車面を徐行させること。</p> <p>(5) 保修第二課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術第二課長は、容器及び車面の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術第二課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術第二課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術第二課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7 所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を総括する。</p> <p>8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>9 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合は、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査</p>	

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第 1 編） 比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第 1 編）	差異等の説明
<p>(8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p>	<p>(4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 (8) 温度測定検査 (9) 気密漏えい検査 (10) 圧力測定検査</p>	<p>(4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 (8) 温度測定検査 (9) 気密漏えい検査 (10) 圧力測定検査</p>	

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定 (第 1 編) 比較

A T E N A 標準案 (2019/8/29 版、)	川内保安規定	玄海保安規定 (第 1 編)	差異等の説明
<p>【⑥6 章放射線廃棄物管理 (2019/8/29 版、)】</p> <p>第 1 章総則</p> <p>第 6 章放射線廃棄物管理</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 0 条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 101 条 安全管理課長及び保修課長は、表 101-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(以下略)</p> <p>【⑦6 章放射線廃棄物管理・運搬関係 (2019/12/13 版)】</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 86 条 課長(放射線管理)、課長(燃料技術)および課長(発電)は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}または保管する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 1 章総則</p> <p>第 6 章 放射性廃棄物管理</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 川内原子力発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第 98 条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 101 条 安全管理課長及び保修課長は、表 101-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 1 章総則</p> <p>第 6 章 放射性廃棄物管理</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 玄海原子力発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第 98 条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 101 条 安全管理課長及び保修課長は、表 101-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 98 条の 2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(中略)</p>	<p>ALARA の基本方針は第 6 章、第 7 章に新たに規定するが、保安規定全体に関わる方針のため本規定を維持する。</p> <p>第 1 章、第 6 章、第 7 章の基本方針の識別のため条文を明確化</p>
<p>5. 課長(放射線管理)または課長(燃料技術)は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>5 保修課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の数量当量率が法令に定める値を超えないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないことを確認する。ただし、第 92 条(管理区域内における</p>	<p>5 保修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに必要な監督を行わせること。</p> <p>6 安全管理第二課長は、第 5 項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の数量当量率が法令に定める値を超えないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないことを確認する。ただし、第 104 条第 1 項(1)に定める区域から</p>	<p>ALARA の基本方針は第 6 章、第 7 章に新たに規定するが、保安規定全体に関わる方針のため本規定を維持する。</p>

A T E N A標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（中略）</p> <p>8. 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>（1）〇〇長は、埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>（2）〇〇長は、発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>（3）〇〇長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 各課長（又は〇〇課長）は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 各課長（又は〇〇課長）は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>（1）法令に適合する容器及び物品以外のもので、放射線計測器が法令に定める値を超えていないこと。</p> <p>（2）法令に定める書類及び物品以外のもので、放射線計測器が法令に定める値を超えていないこと。</p> <p>（3）〇〇課長（又は〇〇課長）は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める表面密度限度を超えていないこと。</p> <p>ただし、第9.2条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p> <p>【⑧6章放射性廃棄物管理（2019/8/9版）】</p>	<p>する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（中略）</p> <p>8 安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 保修課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。</p> <p>10 保修課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のもので放射線計測器が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（中略）</p> <p>8 安全管理第二課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 保修第二課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。</p> <p>10 保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のもので放射線計測器が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>当社検査体制及び他の条 文記載との整合</p>
<p>① 第6章に輸入廃棄物に係る保安活動、検査の独立性を記載する例 《第6章 放射性廃棄物管理》 記載例：〇〇長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物を廃棄する設備に適合したものを確認する。――</p> <p>(例1) 2. 〇〇長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織であることを指す。</p> <p>(例2) 2. 〇〇長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者として実施する検査を統括する。</p>	<p>（輸入廃棄物の管理） 第98条の4 原子力技術部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定める基準に適合したものであることを確認する。</p> <p>2 原子力技術部長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、検査実施体制を構築し、検査要領書を定め、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>（輸入廃棄物の管理） 第98条の4 原子力技術部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定める基準に適合したものであることを確認する。</p> <p>2 原子力技術部長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、検査実施体制を構築し、検査要領書を定め、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>当社検査体制及び他の条 文記載との整合</p>

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案 【⑩7 章放射線管理（2019/8/29版）】	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>第7章放射線管理 第1節 基本方針</p> <p>（基本方針） 第〇条発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>（以下略）</p> <p>第2節被ばく管理</p> <p>（放射線業務従事者の線量の評価管理等） 第110条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることとして放射線業務従事者の線量低減に努める。 2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表110-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第7章 放射線管理 第1節 基本方針</p> <p>（放射線管理に係る基本方針） 第103条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>（以下略）</p> <p>第2節被ばく管理</p> <p>（放射線業務従事者の線量管理等） 第110条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることとして放射線業務従事者の線量低減に努める。 2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表110-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第7章 放射線管理 第1節 基本方針</p> <p>（放射線管理に係る基本方針） 第103条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>（以下略）</p> <p>第2節被ばく管理</p> <p>（放射線業務従事者の線量管理等） 第110条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることとして放射線業務従事者の線量低減に努める。 2 安全管理第二課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表110-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>ALARAの基本方針は第6章、第7章に新たに規定するが、保安規定全体に関わる方針のため本規定を維持する。</p>
<p>（平常時の環境放射線モニタリング） 第〇条〇〇長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>（放射線計測器類の管理） 第113条 安全管理課長及び保安課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>（平常時の環境放射線モニタリング） 第112条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>（放射線計測器類の管理） 第113条 安全管理課長及び保安課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>（平常時の環境放射線モニタリング） 第112条の2 安全管理第二課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>（放射線計測器類の管理） 第113条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長及び保安第二課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第 1 編） 比較

A T E N A 標準案 【⑩7 章放射線管理：運搬関係（2019/12/13版）】	川内保安規定	玄海保安規定（第 1 編）	差異等の説明
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬) 第 101 条 ○課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第 78 条、第 85 条及び第 86 条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合は、第 86 条第 5 項を準用する。</p> <p>3 ○課長は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれない管理区域から搬出する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬) 第 114 条 安全管理課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第 92 条、第 97 条及び第 98 条の 2 に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第 92 条第 5 項を準用する。</p> <p>3 安全管理課長は、第 2 項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれない管理区域から搬出する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(以下略)</p> <p>(以下略)</p> <p>(発電所外への運搬) 第 115 条 各課長は、核燃料物質等（第 92 条、第 97 条及び第 98 条の 2 に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長（又は ○課長）は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長（又は ○課長）は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないことと。 (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A 型輸送物若しくは B 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講ずること。</p> <p>4 各課長（又は ○課長）は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと並びに及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(以下略)</p> <p>(発電所外への運搬) 第 115 条 各課長は、核燃料物質等（第 92 条、第 97 条及び第 98 条の 2 に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないことと。 (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A 型輸送物若しくは B 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講ずること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定 (第 1 編) 比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定 (第 1 編)	差異等の説明
<p>信頼性の確保が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保が要求される機能を有する設備 (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (中略)</p>	<p>信頼性の確保が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり許可又は認可を受けた設備 (中略)</p>	<p>信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり許可又は認可を受けた設備 (中略)</p>	
<p>4. 施設管理の重要度の設定 原子力部門は、3. の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計および工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備(○号炉および○号炉)に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経歴等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。 (4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備(○号炉および○号炉)の該当有無、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。 (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>5 施設管理の重要度の設定 発電所組織は、4の保安対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経歴等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。 (4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。 (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>5 施設管理の重要度の設定 発電所組織は、4の保安対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経歴等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。 (4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。 (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	
<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 ① 7000 睡異時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 ② 7000 睡異時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4. (1) の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備(○号炉および○号炉)に対して以下のものを設定する。</p>	<p>6 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために5の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 ① 7000 睡異時間当たりの計画外自動・手動トリップ回数 ② 7000 睡異時間当たりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5 (1) の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能並びに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p>	<p>6 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために5の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 ① 7000 睡異時間当たりの計画外自動・手動トリップ回数 ② 7000 睡異時間当たりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5 (1) の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能並びに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p>	
<p>6. 保全計画の策定 (1) 原子力部門は、3. の保安対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関する事項を含める。 a. 点検計画(6. 1 参照) b. 設計および工事の計画(6. 2 参照) c. 特別な保全計画(6. 3 参照) (2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、1 0. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p>	<p>7 保全計画の策定 (1) 発電所組織は、4の保安対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。 a. 点検計画(7. 1 参照) b. 設計及び工事の計画(7. 2 参照) c. 特別な保全計画(7. 3 参照) (2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、1 1 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p>	<p>7 保全計画の策定 (1) 発電所組織は、4の保安対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。 a. 点検計画(7. 1 参照) b. 設計及び工事の計画(7. 2 参照) c. 特別な保全計画(7. 3 参照) (2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、1 1 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p>	

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第 1 編） 比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第 1 編）	差異等の説明
<p>う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(4) 発電所組織は、点検を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※○により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※○：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第 N 条の 4 による使用前事業者検査および第 N 条の 5 による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(中略)</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(4) 発電所組織は、点検を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※○により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※3：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第 118 条の 4 による使用前事業者検査及び第 118 条の 5 による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(中略)</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(4) 発電所組織は、点検を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※○により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※3：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第 118 条の 4 による使用前事業者検査及び第 118 条の 5 による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>	
<p>6. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等※○の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づき手続※○の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する供用前点検を行う場合は、供用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、工事を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物をいう（以下、本条および第 10 条において同じ）。</p> <p>※4：法令に基づき手続とは、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8（変更の許可及び届出等）、第 43 条の 3 の 9（設計及び工事の計画の認可）、第 43 条の 3 の 10（設計及び工事の計画の届出）および第 43 条の 3 の 11 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）、ならびに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画）および第 49 条・第 50 条（使用前検査）に係る手続をいう（以下、本条および第 10 条において同じ）。</p>	<p>(中略)</p> <p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 発電所組織は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 発電所組織は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>(中略)</p>	<p>保安措置運用ガイドに合 わせた変更</p>

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定 (第 1 編) 比較

A T E N A 標準案 (中 略)	川内保安規定 (中 略)	玄海保安規定 (第 1 編) (中 略)	差異等の説明
<p>7. 保安の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>6.</u> で定めた保安計画にしたがって保安を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保安の実施に当たって、<u>第 N 条の 2 による設計管理および第 N 条の 3 による作業管理</u>を実施する。</p> <p>a. <u>工事計画</u> b. <u>設計管理</u> c. <u>調達管理</u> d. <u>工事管理</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>保安の結果について記録する。</u></p>	<p>8 保安の実施</p> <p>(1) 発電所組織は、7 で定めた保安計画に従って保安を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保安の実施に当たって、<u>第 118 条の 2 による設計管理及び第 118 条の 3 による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、<u>保安の結果について記録する。</u></p>	<p>8 保安の実施</p> <p>(1) 発電所組織は、7 で定めた保安計画に従って保安を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保安の実施に当たって、<u>第 118 条の 2 による設計管理、第 118 条の 3 による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、<u>保安の結果について記録する。</u></p>	
<p>8. <u>保安の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保安の結果</u>から所定の機能を発揮し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、<u>原子力施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、<u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期※⁶までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p>	<p>9 <u>保安の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保安の結果</u>から所定の機能を発揮し、記録する。</p> <p>(2) <u>発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※²までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>(3) <u>発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期※⁴までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p>	<p>9 <u>保安の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保安の結果</u>から所定の機能を発揮し、記録する。</p> <p>(2) <u>発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※²までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>(3) <u>発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期※⁴までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p>	<p>記載の統一</p>
<p>9. <u>不適合管理、是正処置および未然防止処置</u></p> <p>(1) 原子力部門は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>保安を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮し、記録できない場合</u></p> <p>b. <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、<u>自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第 3 条に基づき<u>改善措置活動に基づき実施する。</u></p>	<p>10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 発電所組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>保安を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し、記録できない場合</u></p> <p>b. <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 発電所組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、<u>自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 発電所組織は、(1)及び(2)の活動を第 3 条に基づき実施する。</p>	<p>10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 発電所組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>保安を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し、記録できない場合</u></p> <p>b. <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 発電所組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、<u>自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 発電所組織は、(1)及び(2)の活動を第 3 条に基づき実施する。</p>	
<p>11. <u>施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 原子力部門は、<u>1.0.</u> の保安の有効性評価の結果および 1. の施設管理目標の達成度から、定期的に<u>施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</u></p>	<p>12 <u>施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 原子力部門は、11 の保安の有効性評価の結果及び 2 の施設管理目標の達成度から、定期的に<u>施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p>	<p>12 <u>施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 原子力部門は、11 の保安の有効性評価の結果及び 2 の施設管理目標の達成度から、定期的に<u>施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p>(2) 原子力部門は、<u>施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p>	<p>第 3 条の記載に合わせて標準案の記載から削除</p>

ATENA標準案／川内保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>1.2. 構成管理 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬ」という要件を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p>	<p>13. 構成管理 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件（第3条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬ」という要件を含む第118条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p>	<p>13. 構成管理 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件（第3条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬ」という要件を含む第118条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p>	<p>記載の統一</p>
<p>1.3. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、〇〇事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>14. 情報の共有及び活用 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PNR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第3条8.5.3で活用する。</p>	<p>14. 情報の共有及び活用 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PNR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第3条8.5.3で活用する。</p>	<p>設計プロセスの突進に合 わせて記載の適正化</p>
<p>(設計管理) 第N条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、第3条7.3の適用対象となる設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。</p>	<p>(設計管理) 第118条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。</p>	<p>(設計管理) 第118条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。</p>	<p>記載の明確化</p>
<p>2. 原子力部門は、前項において第3条7.3適用の対象でないとして判断した場合、工事対象設備の原設計を適用する。</p>	<p>2. 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p>	<p>2. 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p>	
<p>3. 原子力部門は、第1項において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p>	<p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p>	<p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p>	
<p>4. 前項における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第118条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第118条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>対応関係の明確化</p>

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定 (第1編) 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定 (第1編)	差異等の説明
<p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 原子力部門は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 発電所組織は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 発電所組織は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を締結する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書[※]を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合すること。</p> <p>c. 「実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則」に適合すること。(燃料体についてのみ適用。)</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を締結する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書[※]を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合すること。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を締結する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書[※]を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合すること。</p> <p>c. 「実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則」に適合すること。(燃料体についてのみ適用。)</p>	<p>燃料体の技術基準規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に統合されたため削除</p>
<p>※使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、対象、強度及び漏えいを確認するために十分な方法を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設工認に従って行われたことを確認するために十分な方法</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.からc.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査[※]においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p>	<p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、対象、強度及び漏えいを確認するために十分な方法を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設工認に従って行われたことを確認するために十分な方法</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p>	<p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、対象、強度及び漏えいを確認するために十分な方法を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設工認に従って行われたことを確認するために十分な方法</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査[※]においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p>	<p>品管規則第48条第5項の要求事項に照らして修正</p>

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定 (第 1 編) 比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定 (第 1 編)	差異等の説明
<p>※○：重要度の高い検査とは、重要度分類指針におけるクラス 1 若しくは 2 の安全機能を有する設備又は常設重大事故等対処設備に対する検査であって、事後検証不可能な検査をいう。(以下、本条および次条において同じ。)</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査担当者の立会程度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、前項の立会を 4 項にて指名した検査員に行わせることができる。</p> <p>6-7 各課(室)長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第 N 条の 5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 所長(若しくは、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる組織のうち、検査対象となる設備の設置管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a 及び b による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名し、その検査においてはその各号に必ずしも必要な力量を有する者を指</p>	<p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各課長及び安全品質保証統括室長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第 118 条の 5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書※1を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※ 1：各炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a 及び b による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査担当として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p>	<p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各第二課長及び安全品質保証統括室長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第 118 条の 5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書※1を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※ 1：各炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a 及び b による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査担当として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p>	<p>実用炉規則第 56 条第 1 項及び第 2 項の検査の方法の記載に合わせ、検査項目の内容を明確化</p> <p>品管規則第 48 条第 5 項の要求事項に照らして修正</p>

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第 1 編） 比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第 1 編）	差異等の説明
<p>名する。</p> <p>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会程度を立会を行う。</p> <p>6 検査実施責任者は、前項の立会を 4 項にて指名した検査員に行わせることができる。</p> <p>7 各課（室）長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>（以下、第 N 条の 4 に統合） （溶接事業者検査の実施） 第 N 条の 3 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。</p> <p>2. 各課（室）長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <p>(4) 検査の実施に係る組織を構築する。</p> <p>(2) 検査の手順を適用法規に従い定める。</p> <p>(6) 検査の手順に係る工程が管理された状態にあることを確認する。</p> <p>(4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。</p> <p>(6) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各課長及び安全品質保証統括室長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各第二課長及び安全品質保証統括室長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	